

# 告示

## 埼玉県告示第六百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和六年六月七日

埼玉県知事 大野 元裕

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更 前	変更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 四号	一般財団 法人ベタ ーリビン グ	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	本部 東京都 千代田区富士 見二丁目七番 二号	本部 東京都 千代田区富士 見二丁目七番 二号	令和六年七 月一日
			名古屋事務所 愛知県名古屋 市中区栄四 丁目三番二十 六号	名古屋事務所 愛知県名古屋 市中区栄四 丁目三番二十 六号	
				大阪事務所 大阪府大阪市 中央区本町二 丁目六番八号	